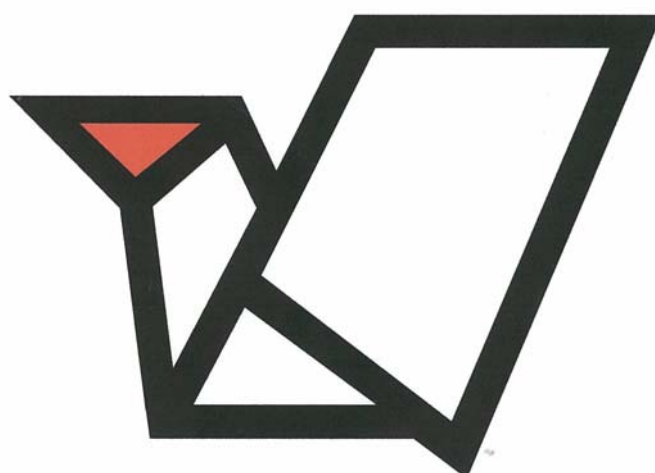


令和2年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会 議会運営委員会



令和2年3月27日

令和2年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会

議会運営委員会記録①

(目次)

議題・場所	1
出席委員の氏名	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会	2
傍聴の許可	2
令和2年第1回定例会の日程について	
説明	
・後明書記長	2
閉会	4
記録署名	4

(資料)

議会運営委員会配付資料① ・議事日程表

令和2年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会

議会運営委員会記録②

(目次)

議題・場所	1
出席委員の氏名	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会	2
傍聴の許可	2
陳情第1号 「神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例」の改正に関する陳情	
陳情要旨朗読	
・後明書記長	2
広域連合事務局見解	
・鈴木事務局長	2
質疑	
・浜田昌利委員	3
・鈴木事務局長	3
採決	3
陳情第2号 「行政不服審査法に基づく不服申し立て」に対するホームページに関する陳情	
陳情要旨朗読	
・後明書記長	4
広域連合事務局見解	
・鈴木事務局長	4
質疑	
・浜田昌利委員	4
・鈴木事務局長	4
採決	5

陳情第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情	
陳情要旨朗読	
・後明書記長	5
広域連合事務局見解	
・鈴木事務局長	5
採決	5
陳情第4号 後期高齢者医療保険料の引き下げを求める陳情	
陳情要旨朗読	
・後明書記長	6
広域連合事務局見解	
・鈴木事務局長	6
質疑	
・浜田昌利委員	6
・鈴木事務局長	7
採決	7
閉会中継続審査の申し出について	7
委員長報告書の作成	7
閉会	7
審査結果	9
記録署名	9
(資料)	
議会運営委員会配付資料② ・陳情文書表及び陳情書	

○議題・場所

- 令和2年3月27日 午後2時 開会
於：藤沢商工会館ミナパーク 5階503会議室
(1) 傍聴の許可について
(2) 令和2年第1回定例会の日程について
(3) その他

○出席委員（8名）

麓 理 恵	日 向 慎 吾
浜 田 昌 利	山 原 栄 一
南 ま さ み	寺 岡 ま ゆ み
石 川 将 誠	岩 澤 敏 雄

議長	高 橋 のりみ
副議長	関 口 光 男

○説明のため出席した者

事務局長	鈴 木 秀太郎
企画課長	本 山 実
保健事業担当課長	牛 留 雅 美
資格保険料課長	佐 藤 修 一
給付課長	千 葉 恵 子

○職務のため出席した者

書記長	後 明 ともみ
書記	中 里 竜 也
書記	星 崎 陽 子
書記	重 田 隼 平

【開会】

○委員長（石川 将誠君）

皆様、こんにちは。委員長の石川でございます。

失礼ではございますが、着席のまま進行させていただきます。

ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和2年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会議会運営委員会を開会いたします。

本委員会は、議事説明のため、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第18条の規定により、広域連合事務局職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

【傍聴の許可について】

○委員長（石川 将誠君）

それでは、議事に入ります。

議題（1）傍聴の許可についてお諮りいたします。

一般及び報道関係者について、本日の委員会の傍聴を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、傍聴を許可することに決定いたしました。

（傍聴者入場）

【令和2年第1回定例会の日程について】

○委員長（石川 将誠君）

それでは、議題（2）の令和2年第1回定例会の日程について議題といたします。

書記から説明をお願いいたします。

後明書記長。

○書記長（後明 ともみ君）

書記長の後明でございます。失礼ではございますが、着席して御説明させていただきます。

本日の議事日程案について、御説明いたします。お手元でございます配付資料①の1ページ、議事日程表を御覧ください。

【日程第1】は、広域連合長挨拶でございます。

【日程第2】は、会議録署名議員の指名でございます。議長より、指名させていただきます。

【日程第3】は、会期の決定でございます。

【日程第4】は、諸般の報告といたしまして、議長から、「例月現金出納検査」と「定期監査」の結果を御報告いただきます。

【日程第5】は、一般質問でございます。本件に対しましては、遊佐大輔議員と、北谷まり議員から質問の通告が出ております。

【日程第6】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について」御審議いただくものでございます。本件に対しましては、浜田昌利議員から質問の通告が出ております。

【日程第7】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改

正する条例について」御審議いただくものでございます。本件に対しましては、北谷まり議員から質問の通告が出ております。

【日程第 8】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部改定について」御審議いただくものでございます。

【日程第 9】は、「令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について」御審議いただくものでございます。

【日程第 10】は、「令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」御審議いただくものでございます。

【日程第 11】は、「令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」御審議いただくものでございます。本件に対しましては、北谷まり議員から反対討論の通告が出ております。

【日程第 12】は、「令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」御審議いただくものでございます。本件に対しましては、北谷まり議員から質問の通告が出ております。

【日程第 13】は、陳情第 1 号「『神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例』の改正に関する陳情」についてでございます。

【日程第 14】は、陳情第 2 号「『行政不服審査法に基づく不服申し立て』に対するホームページに関する陳情」についてでございます。

【日程第 15】は、陳情第 3 号「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情」についてでございます。

【日程第 16】は、陳情第 4 号「後期高齢者医療保険料の引き下げを求める陳情」についてでございます。

次に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました、全体の流れについて、御説明いたします。

この後、本委員会を閉会いただきました後、午後 2 時 30 分より本会議を開会いただきます。この本会議の日程につきましては、先ほど御説明したとおりですが、【日程第 13】から【第 16】の陳情の取り扱いにつきましては、会議規則により、議会運営委員会に付託することとされております。

従いまして、この陳情の審査のため、【日程第 13】に入りましたところで、本会議を暫時休憩、本会議休憩中に議会運営委員会を開会、陳情を審査いただきます。

そして、本委員会において採決の後、「閉会中継続審査の申し出について」協議いただき、委員会を閉会いただきます。

その後、本会議を再開、委員長報告、討論、採決となりますが、【日程第 15】及び【第 16】の陳情に対しまして、北谷まり議員から、賛成討論の通告が出ております。陳情の採決が終わりましたら、「閉会中継続審査の申し出について」議決をいただき、最後に、広域連合長から御挨拶申し上げて、閉会となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（石川 将誠君）

ただ今説明がありました日程について、何か御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

特になければ、第 1 回定例会の日程につきましては以上でございます。

【その他について】

○委員長（石川 将誠君）

次に議題（3）のその他について、委員の皆様から何か御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、議題は以上でございます。

それでは、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。次回の議会運営委員会は、本日、日程第 13 に入り、本会議が休憩となりましたら、同じくこちらの部屋で開会しますので、お集まりくださいますようお願いいたします。

午後 2 時 9 分 閉会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議会運営委員会委員長 石川 将 誠

○議題・場所

令和2年3月27日 午後3時51分 開会
於：藤沢商工会館ミナパーク 5階503会議室
(1) 傍聴の許可について
(2) 陳情について
(3) 閉会中継続審査について

○出席委員（8名）

麓 理 恵	日 向 慎 吾
浜 田 昌 利	山 原 栄 一
南 ま さ み	寺 岡 ま ゆ み
石 川 将 誠	岩 澤 敏 雄

議長	高 橋 のりみ
副議長	関 口 光 男

○説明のため出席した者

事務局長	鈴 木 秀太郎
企画課長	本 山 実
保健事業担当課長	牛 留 雅 美
資格保険料課長	佐 藤 修 一
給付課長	千 葉 恵 子

○職務のため出席した者

書記長	後 明 ともみ
書記	中 里 竜 也
書記	星 崎 陽 子
書記	重 田 隼 平

【傍聴の許可について】

○委員長（石川 将誠君）

ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、これより委員会を開会いたします。

本委員会は、議事説明のため、議会運営委員会条例第18条の規定により、広域連合事務局職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

議題（1）の傍聴の許可についてお諮りいたします。一般及び報道関係者について、本日の委員会傍聴を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、傍聴を許可することに決定いたしました。

（傍聴者入場）

【陳情について】

○委員長（石川 将誠君）

次に、議題（2）の陳情について議題といたします。

配布資料②の3から4ページを御覧ください。

陳情の要旨等につきましては、書記に朗読させます。

後明書記長。

○書記長（後明 ともみ君）

陳情第1号、件名は「『神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例』の改正に関する陳情」です。受理は令和元年10月16日、陳情者は、工藤純一さんです。

陳情趣旨は、「行政不服審査条例を改正し、手続き方法などを表記すること及び罰則規定を設けること。」以上です。

○委員長（石川 将誠君）

広域連合事務局の見解を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

陳情第1号について、当局の見解を申し上げます。

当広域連合の「行政不服審査条例」は「行政不服審査法」及び「同施行令」に準じた形で構成されており、法制上適切であると認識しておりますので、改正する必要はないものと考えております。

また、審査会委員への罰則規定を設けることにつきましては、当該条例に規定する審査会の委員は専門的な知識、見識を有するものから選任されるものであり、義務規定の実行の担保として、罰則規定を設ける必要はないものと判断しております。以上でございます。

○委員長（石川 将誠君）

ただ今説明がありました、何か御質問はございませんか。

○委員（浜田 昌利君）

委員長。

○委員長（石川 将誠君）

浜田委員。

○委員（浜田 昌利君）

この陳情には3つのことが書かれていると思います。1つ目は条項の順番の話だと思うのですが、こういう順番というのは何かひな形があるものなののでしょうか。

○委員長（石川 将誠君）

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

法を準用するかたちとなっております。順番ということについては、明確な規定はございませんが、法制執務の考え方に則った順に整理されていると考えております。

○委員長（石川 将誠君）

浜田委員。

○委員（浜田 昌利君）

条項についてどちらが先ということではなく、法を準用しているということを陳情された方によく説明してさしあげれば、理解していただけるのではないかと思います。説明をするような機会はあるのでしょうか。

○委員長（石川 将誠君）

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

陳情された方につきましては、直接お話をお伺いさせていただきまして、見解として述べさせていただきますことを丁寧に御説明させていただきました。この規定についての御理解はいただいているものと承知しているところでございます。

○委員長（石川 将誠君）

浜田委員。

○委員（浜田 昌利君）

わかりました。2つ目は、私たちも市議会などで条例案を審議しますが、「別表」という形で表記されていることがあります。陳情者の方が仰るよう文書で書かれるよりも表で書かれた方がわかりやすいと思うのですが、「別表」という形で表記することはできないのでしょうか。

○委員長（石川 将誠君）

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

条例につきましては、先程も見解として述べさせていただきましたが、法を準用しているかたちとなっておりますので、当広域連合の案内やホームページなどでしっかりとお知らせができるよう努めてまいりたいと考えております。

○委員長（石川 将誠君）

浜田委員。

○委員（浜田 昌利君）

わかりました。参考資料などでもいいので、ただ文章の羅列ではなく、わかりやすい表記を検討していただきたいと要望します。

○委員長（石川 将誠君）

他に御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、質問を終結します。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者なし)

賛成なし。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号について議題といたします。

配布資料②の5から12ページを御覧ください。

陳情の要旨等について、後明書記長に朗読させます。

後明書記長。

○書記長(後明 ともみ君)

陳情第2号、件名は「『行政不服審査法に基づく不服申し立て』に対するホームページに関する陳情」です。受理は令和元年10月16日、陳情者は、工藤純一さんです。

陳情趣旨は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合ホームページに行政不服審査法に基づく不服申し立てのページを作成し、公開すること。」以上です。

○委員長(石川 将誠君)

広域連合事務局の見解を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木 秀太郎君)

陳情第2号について、当局の見解を申し上げます。

後期高齢者医療制度における給付や保険料等に関する処分に対する不服申し立ては、「行政不服審査法の他に高齢者の医療の確保に関する法律」が適用されます。当該処分に不服がある者は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県に設置された後期高齢者医療審査会に審査請求することになります。このことに関する内容については、すでに当広域連合ホームページに記載しておりますので、陳情の趣旨は達せられているものと考えております。以上でございます。

○委員長(石川 将誠君)

ただいま、説明がありました。何か御質問はございませんか。

○委員(浜田 昌利君)

委員長。

○委員長(石川 将誠君)

浜田委員。

○委員(浜田 昌利君)

この陳情も第1号の陳情と同じ方ですが、当該陳情についても、こういった方法で不服申し立てをすることができるという説明など、何回かやり取りをされた事実はあるのでしょうか。

○委員長(石川 将誠君)

鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木 秀太郎君)

当該陳情につきましては、検討させていただいた結果、当広域連合のホームページで反映をしており、陳情された方の御要望に沿ったものとして、既に対応させていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（石川 将誠君）

浜田委員。

○委員（浜田 昌利君）

陳情された方に不満が残らないよう、丁寧に対応していただきたいと思います。要望します。

○委員長（石川 将誠君）

他に御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質問を終結します。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

（賛成者なし）

賛成なし。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号について議題といたします。

配布資料②の13ページを御覧ください。

陳情の要旨等について、後明書記長に朗読させます。

後明書記長。

○書記長（後明 ともみ君）

陳情第3号、件名は「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情」です。受理は令和2年3月17日、陳情者は、75歳以上の医療費2割化反対実行委員会、二村哲さんです。

陳情趣旨は、「国に対し、『後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めること』との意見書を提出すること。」以上です。

○委員長（石川 将誠君）

広域連合事務局の見解を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

陳情第3号について、当局の見解を申し上げます。

後期高齢者の窓口負担の在り方につきましては、国の関係会議等において検討されているところでございますが、昨年11月に全国後期高齢者医療広域連合協議会から厚生労働大臣へ、「後期高齢者の窓口負担を引き上げることについては、高齢者が受診を控え、重症化に繋がる恐れがあるため、高齢者の所得状況等に考慮し、慎重かつ十分な議論を重ねること」及び「やむを得ず窓口負担の引上げを実施する場合は、激変緩和措置を講じる等、所得の少ない被保険者に十分配慮すること」を提出しております。全国後期高齢者医療広域連合協議会による要望は、全国の広域連合が連携して行っているものであり、窓口負担に係る要望は、4度目を数えたところでございます。

以上のことから、改めて国へ意見書を提出する必要はないものと考えております。以上でございます。

○委員長（石川 将誠君）

ただ今説明がありました。何か御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質問を終結します。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛

成の皆様の手を求めます。

(賛成者なし)

賛成なし。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号について議題といたします。

配布資料②の15ページを御覧ください。

陳情の要旨等について、後明書記長に朗読させます。

後明書記長。

○書記長(後明 ともみ君)

陳情第4号、件名は「後期高齢者医療保険料の引き下げを求める陳情」です。受理は令和2年3月17日、陳情者は、神奈川県社会保障推進協議会、根本隆さんです。

陳情趣旨は、「(1)2020年度・2021年度の後期高齢者医療制度保険料を引き下げること。」
「(2)神奈川県後期高齢者医療広域連合として、神奈川県の支出金の増額を要請するなど、保険料の引き下げ財源を確保すること。」
「(3)国に対して、公費負担の割合を引き上げるよう要請すること。」以上です。

○委員長(石川 将誠君)

広域連合事務局の見解を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木 秀太郎君)

陳情第4号について、当局の見解を申し上げます。

(1) 令和2・3年度の保険料率については、先ほど議案第2号において御承認いただいたところでございますが、保険料率の算定に当たっては、現行の保険料率を元に算定するのではなく、今後2年間の財政運営期間の費用と収入を見込んで算定しております。一人当たり医療費や高齢者負担率の増加などにより、保険料率も増加しておりますが、令和元年度末に見込まれる剰余金から90億円を活用して、できる限り負担の軽減を図っているところでございます。

(2) 保険料の引き下げを図るための財源を、当広域連合が新たに確保するためには、その負担を神奈川県や市内市町村に求めることとなり、県民の皆様の新たな負担につながることから、困難であると考えているところでございます。

(3) 後期高齢者医療制度における費用負担については、「高齢者の医療の確保に関する法律」により規定されており、被保険者の窓口負担を除き、約5割が国や県、市町村からの公費負担、約4割が現役世代からの支援金、残る約1割が被保険者の保険料となっております。後期高齢者医療制度は、先ほど連合長の答弁にもございましたとおり、若年者と高齢者の皆様の費用負担のルールを明確化するなど、老人保健制度の問題点の解決と高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立って設けられた制度であり、現行制度の費用負担は適切なものであると考えているところでございます。以上でございます。

○委員長(石川 将誠君)

ただ今説明がありました、何か御質問はございませんか。

○委員(浜田 昌利君)

委員長。

○委員長(石川 将誠君)

浜田委員。

○委員(浜田 昌利君)

2018年度・2019年度の時は前期と比べ引き下げとなり、その時には剰余金160億円が活用され、今回も90億円の剰余金の活用があるということはわかりました。

陳情文の中には「被保険者1割、現役世代からの支援金4割、公費5割と法定化されています」とありますが、その後「公費は47パーセント程度まで減少し」とあります。どうしてこのようなことになっているのでしょうか。

○委員長(石川 将誠君)

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

公費につきましては、1割負担対象者と3割負担対象者を合わせた後期高齢者の医療費全体で約5割の負担割合となっております。

なお、「被保険者1割」部分に当たる高齢者負担率につきましては、国が保険料算定時に定めるという規定になっており、今回の高齢者負担率につきましては11.41パーセントとなっております。

○委員（浜田 昌利君）

委員長。

○委員長（石川 将誠君）

浜田委員。

○委員（浜田 昌利君）

現役並み所得の人は窓口負担が3割となっておりますが、このことと47パーセント程度までということは何かリンクしているのでしょうか。

○委員長（石川 将誠君）

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

現役並み所得の3割負担の方の医療費につきましては、保険料と現役世代からの支援金で負担するかたちとなっております。そのため、1割負担対象者と3割負担対象者を合わせた医療費全体の公費負担割合は47パーセント程度となっております。

○委員長（石川 将誠君）

他に御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質問を終結します。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

（賛成者なし）

賛成なし。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

【閉会中継続審査の申し出について】

○委員長（石川 将誠君）

次に、議題（3）の「閉会中継続審査について」お諮りいたします。

議長に対し、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

【委員長報告書の作成】

○委員長（石川 将誠君）

最後に委員長報告及び委員会報告書の作成とその報告書の内容については、委員長に、御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の議題は以上ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時 13 分 閉会

○審査結果

議 題	件 名	結 果
陳情第1号	「神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例」の改正に関する陳情	不採択
陳情第2号	「行政不服審査法に基づく不服申し立て」に対するホームページに関する陳情	不採択
陳情第3号	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情	不採択
陳情第4号	後期高齢者医療保険料の引き下げを求める陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議会運営委員会委員長 石川 将 誠